

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年6月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年12月22日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年1月17日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 所 管 課<br>(対象施設等) | 監 査 結 果  | 措 置 の 内 容   |
|------------------|--|---|
| 文化スポーツ振興課        | <p>第5章第6-1 山形県郷土館</p> <p>④ 県有備品に対する標示票貼付等の徹底について</p> <p>県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、多くの備品について備品標示票が貼付されていなかった。</p> <p>県は、展示品以外のキャビネットや机などの施設特有の景観を損ねるおそれのない備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する必要がある。</p> | <p>令和4年8月の備品点検に合わせて備品表示票の貼付を実施した。</p>   |
| 観光復活戦略課          | <p>第5章第6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>③ 自動販売機の設置を指定管理業務とする場合の事務手続きについて</p> <p>当施設における自動販売機の設置及び運営について、県は指定管理業務に含まれるものと判断し、使用許可手続きを行っていないが、仕様書等に指定管理業務の範囲内である旨などの記載がなく、調製することが求められている書類等も具備されていない。</p> <p>県は、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従い、仕様書等にその旨及び光熱水費の取扱いを明記する</p>                        | <p>令和4年6月に包括協定書(仕様書)を変更し、自動販売機に係る台帳整備、管理業務について指定管理者の業務に位置付けるとともに光熱水費の取扱いについて明記した。また、台帳等についても、指定管理者において整備した。</p> |

|                |  |  |
|----------------|--|--|
|                | <p>とともに、行政財産使用許可台帳に準じた台帳を調製し、設置位置及び構造等必要事項を記録した敷地平面図等を具備する必要がある。</p>   |  |
| <p>観光復活戦略課</p> | <p>第5章第6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>④ 備品の除却処理漏れについて</p> <p>当施設で保有している備品に関して、現物はすでに廃棄を行っているにもかかわらず、備品一覧表に登載されたままとなっている備品が2件確認された。</p> <p>県はすでに廃棄済みの2件の備品に関して、規定に基づき不用の決定の手続きを行う必要がある。</p> | <p>令和4年9月に、すでに廃棄済みの2件の備品について不用決定の手続きを完了した。</p> |